

# 環境厚生委員会資料

## 1 予算案

第91号議案 令和5年度島根県一般会計補正予算（第5号） [関係分]  
・・・ 1

## 2 報告事項

- (1) 島根県パートナーシップ宣誓制度について  
・・・ 4
- (2) 島根県・中国寧夏回族自治区友好交流30周年記念事業について  
・・・ 7
- (3) 島根県内の外国人住民人口の状況について  
・・・ 8
- (4) 島根かみあり国スポ強化指定校について  
・・・ 10
- (5) 県東部での風力発電事業に係る環境影響評価について  
・・・ 15

令和5年9月27日・28日  
環境生活部



【第91号議案】

令和5年9月27日・28日  
環境厚生委員会資料  
環境生活部

# 環境生活部予算の概要

( 令和5年度9月補正予算 )

課別予算額(一般会計)

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
環境生活総務課	351,491	6,462	357,953
人権同和対策課	195,528	▲ 4,602	190,926
文化国際課	1,796,898	6,818	1,803,716
スポーツ振興課	1,571,248	1,852,473	3,423,721
自然環境課	837,485	▲ 1,604	835,881
環境政策課	760,926	▲ 10,251	750,675
廃棄物対策課	205,560	▲ 3,101	202,459
合計	5,719,136	1,846,195	7,565,331
うち一般職給与費	925,850	19,248	945,098
うち事業費	4,793,286	1,826,947	6,620,233

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳							
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源		
事業名称											
<b>合 計</b>	<b>5,719,136</b>	<b>1,846,195</b>	<b>7,565,331</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,846,195</b>	
<b>環境生活総務課</b>	<b>351,491</b>	<b>6,462</b>	<b>357,953</b>							<b>6,462</b>	
1 一般職給与費	162,339	6,462	168,801	一般職員 21人→20人							
<b>人権同和対策課</b>	<b>195,528</b>	<b>▲ 4,602</b>	<b>190,926</b>							<b>▲ 4,602</b>	
1 一般職給与費	89,261	▲ 4,602	84,659	一般職員 12人→11人							
<b>文化国際課</b>	<b>1,796,898</b>	<b>6,818</b>	<b>1,803,716</b>							<b>6,818</b>	
1 一般職給与費	230,134	4,477	234,611	一般職員 31人→30人							
2 芸術文化センター事業費	495,340	2,341	497,681	概要は別紙のとおり							
<b>スポーツ振興課</b>	<b>1,571,248</b>	<b>1,852,473</b>	<b>3,423,721</b>							<b>1,852,473</b>	
1 一般職給与費	103,819	30,189	134,008	一般職員 13人→18人							
2 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立事業費	14,478	1,800,000	1,814,478	概要は別紙のとおり							
3 国民スポーツ大会競技施設整備事業費	227,982	22,284	250,266	概要は別紙のとおり							
<b>自然環境課</b>	<b>837,485</b>	<b>▲ 1,604</b>	<b>835,881</b>							<b>▲ 1,604</b>	
1 一般職給与費	90,156	▲ 3,926	86,230	一般職員 12人→12人							
2 三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費	354,695	2,322	357,017	概要は別紙のとおり							
<b>環境政策課</b>	<b>760,926</b>	<b>▲ 10,251</b>	<b>750,675</b>							<b>▲ 10,251</b>	
1 一般職給与費	162,233	▲ 10,251	151,982	一般職員 22人→21人							
<b>廃棄物対策課</b>	<b>205,560</b>	<b>▲ 3,101</b>	<b>202,459</b>							<b>▲ 3,101</b>	
1 一般職給与費	87,908	▲ 3,101	84,807	一般職員 12人→12人							

## 令和5年度9月補正予算の概要

## 文化国際課

事業名	補正額	概要
芸術文化センター事業費	2,341千円	澄川喜一氏の追悼展開催経費 これまで島根県に寄贈された作品の中から、生涯一貫して追いつけたテーマ「そりのあるかたち」を中心に1970年代から2021年までの作品を展示

## スポーツ振興課

事業名	補正額	概要									
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 開催基金積立事業費	1,800,000千円	令和12年に島根県で開催を予定している第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費（運営費）の財源に充てるため、決算剰余金を活用し基金積立を実施  【参考】 ・ 令和5年度末積立額の見込み：54億円 ・ 積立額に係る利息は2月補正で要求									
国民スポーツ大会 競技施設整備事業費	22,284千円	美郷町が整備するカヌー競技施設に対する県の補助について、地盤対策等による整備費の増加に伴い増額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象事業費</td> <td>672,033千円</td> <td>888,789千円</td> </tr> <tr> <td>県補助額</td> <td>184,002千円</td> <td>206,286千円</td> </tr> </tbody> </table> 【参考】 補助対象事業に係る市町村の実負担額（補助対象事業費から国庫補助金、地方債償還に対する交付税措置額等を除いた額）に対し、補助率（1/2、 <u>2/3</u> 、 <u>10/10</u> ）を乗じ県補助額を算定		当初	補正後	補助対象事業費	672,033千円	888,789千円	県補助額	184,002千円	206,286千円
	当初	補正後									
補助対象事業費	672,033千円	888,789千円									
県補助額	184,002千円	206,286千円									

## 自然環境課

事業名	補正額	概要
三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費	2,322千円	令和4年度9月補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策として増額した三瓶自然館サヒメル等の指定管理料について再算定を行い、令和5年度指定管理料を増額  【参考①】 平成29年度～令和元年度の指定管理料の実績と前年度決算額の差額の内、コロナ対策に起因した増加費用について再算定し、当該年度9月補正予算で措置 【参考②】 令和4年度9月補正予算の対象施設及び補正額 ・ 三瓶自然館サヒメル等 2,875千円 ・ 島根県民会館 2,812千円

## 島根県パートナーシップ宣誓制度について

### 1. 制度の概要

#### (1) 趣旨

性の多様性への理解を深め、性的少数者の方の支障や不安を軽減・解消し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指す。

#### (2) 実施方法

お互いを人生のパートナーとして約束する性的少数者のカップルが、協力して共同生活を行うことを県に宣誓し、県は二人の関係性を証明する受領カード及び宣誓書の写し（以下、「受領カード等」）を交付する。

日常生活の様々な困りごとの場面で活用されるよう、市町村と共同して取り組む。

#### (3) 宣誓の要件

①成年に達している ②いずれか一方が県内在住又は県内へ転入予定 ③配偶者（事実婚を含む）を有していない ④他の人とパートナーシップの関係にない ⑤近親者同士でない（養子縁組による近親者を除く）

#### (4) 宣誓の方法、受領カード等の交付

①知事が指定する場所において、二人で宣誓書及び確認書（以下、「宣誓書等」）を記入  
住民票の写し及び婚姻をしていないことを証明する書類を提出

②運転免許証等により本人確認を行い、受領カード等を交付

#### (5) 無効となる宣誓

①宣誓書等に虚偽があったとき ②受領カード等を不正利用、偽造したと認めるとき

#### (6) 返還の届出等

①一方が死亡、パートナーシップ解消、双方が県外転出、宣誓が無効となったとき、その他宣誓の要件を満たさなくなったときは、受領カード等を添付し返還届を提出

②宣誓者が①の状態に該当すると知事が認めたときは、返還届が提出されたものとみなす

③返還届が提出されたとき又は届出がされたとき又は届出がされたとき、受領カードの交付番号を公表

### 2. パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービス

#### (1) 県のサービス

・県営住宅の入居申込み等 ・県立病院での面会、病状説明、手術同意等

#### (2) 市町村のサービス

・公営住宅の入居申込み等 ・公立病院での面会、病状説明、手術同意等

#### (3) 民間のサービス

・民間の救急告示病院、不動産、金融、保険会社等に対し家族同様のサービスの提供を依頼  
・協力が得られたサービスから公表

### 3. 開始時期

・令和5年10月1日から宣誓の予約受付を開始（1日はメール受付のみ）

・宣誓は事前予約制（原則2週間前）のため、宣誓書受付は10月中旬以降になる見込み

### 4. 広報・啓発

・啓発用資材（ポスター、チラシ、動画の作成） ・講演会の開催

・市町村、企業、団体等が実施する研修への協力（講師派遣他）

・職員向け啓発（ガイドブック作成、研修実施）

## 島根県パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービス一覧表 (令和5年10月1日現在)

### 1. 公営住宅の入居申込み

住宅名	設置者・管理者
公営住宅	島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、江津市、雲南市、大田市、安来市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

※松江市は関係条例改正の議決後に利用可能。

### 2. 医療機関における面会等

所在地	医療機関名
松江市	松江市立病院、松江赤十字病院、総合病院松江生協病院、JCHO玉造病院
浜田市	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター
出雲市	島根県立中央病院、島根県立こころの医療センター、島根大学医学部附属病院、出雲市民病院、出雲市立総合医療センター
益田市	益田赤十字病院（11月頃～）、益田地域医療センター医師会病院
大田市	大田市立病院
安来市	安来市立病院
江津市	社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院
雲南市	雲南市立病院、平成記念病院
奥出雲町	奥出雲町立奥出雲病院
飯南町	飯南町立飯南病院
邑南町	公立邑智病院
津和野町	津和野共存病院（11月頃～）
隠岐の島町	隠岐広域連合立隠岐病院

※サービス提供について、調整が整ったところから、随時、追加する予定。

### 3. その他の行政サービス

公営住宅、公立病院以外で利用可能な行政サービスについても、調整が整ったものから公表。

#### 4. 民間サービス（医療機関以外）

種類	適用内容	事業者・団体
不動産 ・住宅	(公社) 島根県宅地建物取引業協会と(公社) 全日本不動産協会島根県本部を通じて協力依頼を行い、掲載することについて了解がいただけた事業者のみ掲載。	
	物件のあっせん、賃貸への入居について、家族として取扱うこと	株式会社 金見工務店[松江市] リノベーション不動産しまね[松江市] (株) Liverest (リブレスト) [出雲市] 合同会社 三和コミッション [江津市] 有限会社 田中工務所 [江津市]
	各種手続き(住宅ローン、補助金、登記等)のサポート	有限会社 キドデザイン[松江市] 株式会社 S A F E [松江市・出雲市]
金融	住宅ローン(収入合算、連帯保証人)において配偶者の定義にパートナーを含めること ※融資の実行には審査を通過する必要があります。	山陰合同銀行、島根県農業協同組合、島根銀行、しまね信用金庫、日本海信用金庫、島根中央信用金庫、島根益田信用組合、中国労働金庫
生命保険	生命保険の受取人にパートナーを指定すること	住友生命、SOMPOひまわり生命、第一生命、日本生命、明治安田生命、J A 共済など
損害保険	自動車保険や火災保険等において配偶者の定義にパートナーを含めること	あいおいニッセイ同和損保、損害保険ジャパン、東京海上日動火災、三井住友海上火災、J A 共済など

※掲載することについて事業者・団体の承諾が得られたサービスのみ掲載。

上記以外にも、家族として適用を受けられる民間サービスがあるため、随時、追加する予定。



## 島根県・中国寧夏回族自治区友好交流30周年記念事業について

島根県と寧夏回族自治区は、1993年（平成5年）10月に友好県区協定を締結し、今年で30周年を迎える。

これを記念して、島根と寧夏の双方において記念事業を実施し、両県区民の相互理解の一層の促進と、より強固な友好協力関係の構築を図る。

### 1 島根県における事業

(1) 30周年記念歓迎式典の開催（11月12日予定）

寧夏回族自治区人民大会常務委員会副主任を代表とする公式訪問団を迎え、歓迎式典等を開催する。

(2) 記念植樹の開催予定

(3) 30周年記念写真展の開催予定

### 2 寧夏回族自治区における事業

(1) 30周年記念式典への参加（10月25日～26日予定）

副知事を代表とする公式訪問団を寧夏回族自治区へ派遣、30周年記念式典に参加する。

県議会を代表して議長が式典に参加。

(2) 植林活動への参加予定

(3) 30周年記念写真展の開催予定

### 【参考】友好交流25周年記念事業について（平成30年度開催）

#### 1 島根県における事業

(1) 25周年記念歓迎式典の開催（9月27日）

(2) 大学生交流団の受入れ（11月26日～29日）

(3) 25周年記念写真展等の開催

#### 2 寧夏回族自治区における事業

(1) 25周年記念式典への参加（10月17日）

副知事を代表とする訪問団を派遣。

県議会を代表して議長が式典に参加。

(2) 25周年記念写真展の開催（10月15日～19日 寧夏大学）

## 島根県内の外国人住民人口の状況について

### 1. 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年1月1日現在）」 （総務省 令和5年7月26日公表）の結果について

- 全国の外国人住民人口は、令和2年以来3年ぶりに増加した。
- 外国人住民人口は、昨年調査比で全都道府県で増加しており、島根県は196人の増加であった。
- 外国人住民の自然増加率が最も大きい都道府県は島根県（0.84%）、自然増加率が最も大きい市区は、島根県大田市（2.42%）であった。



(注) 外国人住民の住民基本台帳制度への適用は平成24年7月以降

平成25年人口は同年3月31日現在、平成26年以降は1月1日現在

### 2. 県内の外国人住民の主な国籍（出身地域）別の推移

- ブラジルが全体の約4割を占めているが、令和4年は減少した。
- 中国は、継続して減少している。



### 3. 県内市町村の外国人住民人口

- 外国人住民人口が最も多い市町村は、出雲市であり、次いで松江市、浜田市の順となった。
- 人口に占める外国人住民の割合は、県全体で1.38%、最も割合の高い市町村は、吉賀町（2.87%）、次いで出雲市（2.69%）となった。

市町村名	R4.1.1 現在	R5.1.1 現在	増減	外国人住 民の割合	市町村名	R4.1.1 現在	R5.1.1 現在	増減	外国人住 民の割合
松江市	1,462	1,651	189	0.83%	奥出雲町	79	86	7	0.74%
浜田市	554	608	54	1.20%	飯南町	34	35	1	0.77%
出雲市	4,886	4,670	△ 216	2.69%	川本町	19	20	1	0.65%
益田市	383	418	35	0.94%	美郷町	17	23	6	0.54%
大田市	372	428	56	1.31%	邑南町	75	77	2	0.77%
安来市	220	225	5	0.62%	津和野町	45	47	2	0.69%
江津市	288	345	57	1.56%	吉賀町	171	167	△ 4	2.87%
雲南市	199	201	2	0.56%	海士町	13	15	2	0.67%
					西ノ島町	20	14	△ 6	0.54%
					知夫村	7	6	△ 1	0.98%
					隠岐の島町	78	82	4	0.61%
					県計	8,922	9,118	196	1.38%

【参考】全国の人口に占める外国人住民の割合：2.39%

(注) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年1月1日現在）」

### 4. 最近の県内の外国人住民人口の状況

- 県が月毎に公表している島根県推計人口によると、県内の外国人住民人口は令和5年4月まで減少が続いていたが、5月以降増加に転じた。

		R4.9.1 現在	R4.10.1 現在	R4.11.1 現在	R4.12.1 現在	R5.1.1 現在	R5.2.1 現在	R5.3.1 現在	R5.4.1 現在	R5.5.1 現在	R5.6.1 現在	R5.7.1 現在	R5.8.1 現在	計
全体		△ 75	△ 61	△ 38	△ 88	△ 165	△ 66	△ 39	△ 58	102	128	61	99	△ 200
自然 動態	増減数	9	9	7	10	3	6	8	3	5	8	7	7	82
	うち出雲市	7	9	7	6	3	5	4	4	5	4	5	6	65
社会 動態	増減数	△ 84	△ 70	△ 45	△ 98	△ 168	△ 72	△ 47	△ 61	97	120	54	92	△ 282
	主な 増減団体	出雲市△50 松江市△20	松江市+22 出雲市△101	松江市+38 出雲市△63 江津市△12	浜田市+16 大田市+15 江津市+13 益田市+12 松江市+10 出雲市△181 吉賀町△13	浜田市+15 江津市+14 出雲市△170 大田市△28	雲南市+20 出雲市△102	松江市+17 吉賀町+17 邑南町+12 出雲市△82 大田市△14	江津市+13 出雲市△73 安来市△11	松江市+44 江津市+14 吉賀町△6	松江市+35 雲南市+17 大田市+16	松江市+16 大田市+16 吉賀町+14 奥出雲町+9 雲南市△10	松江市+49 出雲市+20 安来市+10 雲南市△8	

(注) 島根県推計人口月報

## 島根かみあり国スポ強化指定校について

### 1 趣旨

島根かみあり国スポに向けて高校生競技力向上を図るため、重点的に支援する高等学校運動部等を指定し、強化活動を支援する。

### 2 対象

国民体育大会正式競技であり、島根県高等学校体育連盟(以下、「県高体連」という。)に加盟する競技専門部のうち、高等学校運動部活動において選手強化活動を行う運動部活動、もしくは県高体連競技専門部

### 3 指定の種類

指定の種類は「単独型」、「複数型」、「個人指定型」、「拠点型」とする(詳細は別紙参照)。

### 4 指定基準

県高体連から推薦のあった競技の中から、以下の①～③の基準に基づいて、島根県教育委員会(以下、「県教委」とする。)と協議のうえ、島根県競技力向上対策本部(以下、「対策本部」とする。)が決定する。

- ①特別体育専任教員及びスポーツ推進教員の配置校
- ②今後3年以内に、国民スポーツ大会、全国高校総体、及び全国選抜大会(選手権大会)でベスト 16 以上の成績が見込まれる学校(国民スポーツ大会では選抜チームの主力となる学校)、もしくは個人指定の競技
- ③その他、対策本部が認める学校、もしくは個人指定の競技

### 5 指定期間

指定期間は、島根かみあり国スポが開催される令和 12 年度末までとし、原則として期間中の変更はしない。ただし、特段の事情により変更の必要が生じた場合は指定基準に基づいて、県教委と協議のうえ、対策本部が決定する。

### 6 支援内容

- ①全国大会等での実績に応じた、強化活動に係る経費の助成
- ②指導者の配置
- ③スポーツ特別選抜入試の適用(スポーツ推進教員が配置されている学校の個人指定競技を含む)
- ④その他、競技力向上を図るうえで、対策本部が必要と認めるもの

# 島根かみあり国スポ強化指定校（競技別）

No.	競技名		男子			女子		
			指定校	備考	参考	指定校	備考	参考
1	スケート							
2	アイスホッケー							
3	スキ							
4	陸上競技		-	個人指定		-	個人指定	
5	水泳	競泳						
		水球	江津高校	単独				
		飛込						
		アーティスティックスイミング						
6	サッカー		立正大学 浜南高校	複数		松江商業高校	拠点	
			大社高校	複数				
7	テニス		開星高校	単独				
8	ボート		江津工業高校	拠点		松江東高校	拠点	
9	ホッケー		横田高校	単独		横田高校	単独	
10	ボクシング		-	個人指定		-	個人指定	
11	バレーボール	6人制	安来高校	複数		安来高校	単独	
			松江工業高校	複数				
		ビーチバレーボール	大東高校	拠点				
12	体操	競技	大社高校	複数		大社高校	複数	
			浜田高校	複数		浜田高校	複数	
		新体操				開星高校	単独	
13	バスケットボール		松江東高校	単独		松江商業高校	単独	
14	レスリング		隠岐島前高校	単独		隠岐島前高校	単独	R7IH特別（個人指定）
			松江工業高校	拠点				
15	ヨット		隠岐水産高校	拠点		隠岐水産高校	拠点	
16	ウエイトリフティング		出雲農林高校	拠点		出雲農林高校	拠点	
17	ハンドボール		江津高校	複数※		江津高校	複数※	
18	自転車		出雲工業高校	拠点		出雲工業高校	拠点	
19	ソフトテニス		松江工業高校	複数		松江西高校	複数※	
			出雲北陵高校	複数				
20	卓球		出雲北陵高校	単独		明誠高校	単独	
21	軟式野球							
22	相撲		隠岐水産高校	拠点				
23	馬術							
24	フェンシング		安来高校	複数※	R7IH特別（松江工業）	安来高校	拠点	R7IH特別（個人指定）
25	柔道		開星高校	複数		出雲西高校	複数	
			平田高校	複数		平田高校	複数	
26	ソフトボール		三刀屋高校	単独		三刀屋高校	単独	
27	バドミントン		松徳学院高校	単独		松江商業高校	単独	
28	弓道		出雲高校	複数※		出雲高校	複数※	
29	ライフル射撃		立正大学 浜南高校	単独		立正大学 浜南高校	単独	
30	剣道		大社高校	単独		大社高校	単独	
31	ラグビー		石見智翠館高校	単独		石見智翠館高校	単独	
32	山岳				R7IH一般（松江北）			R7IH一般（松江北）
33	カヌー		島根中央高校	拠点		島根中央高校	拠点	
			出雲農林高校	拠点		出雲農林高校	拠点	
34	アーチェリー		松江東高校	複数		松江東高校	複数	
			出雲工業高校	複数		出雲工業高校	複数	
35	空手道				R7IH一般（出雲工業）		R7IH一般（松江南）	
36	銃剣道							
37	クレール射撃							
38	なぎなた					出雲北陵高校	単独	
39	ボウリング							
40	ゴルフ							
41	トライアスロン							

※今後2校以上を指定予定

指定競技：28競技  
指定校数：22校  
個人指定：2競技

指定競技：26競技  
指定校数：22校  
個人指定：2競技

## 島根かみあり国スポ強化指定校（学校別）

No.	学校名	男子	女子
		指定競技	指定競技
1	安来高校	バレーボール フェンシング	バレーボール フェンシング
2	情報科学高校		
3	松江北高校	山岳（R7インターハイ一般強化）	山岳（R7インターハイ一般強化）
4	松江南高校		空手（R7インターハイ一般強化）
5	松江東高校	バスケットボール アーチェリー	ボート アーチェリー
6	松江工業高校	バレーボール	
		レスリング	
		ソフトテニス	
		フェンシング（R7インターハイ特別強化）	
7	松江商業高校		サッカー
			バスケットボール
			バドミントン
8	松江農林高校		
9	大東高校	ビーチバレーボール	
10	横田高校	ホッケー	ホッケー
11	三刀屋高校	ソフトボール	ソフトボール
12	飯南高校		
13	平田高校	柔道	柔道
14	出雲高校	弓道	弓道
15	出雲工業高校	自転車	自転車
		アーチェリー	アーチェリー
		空手（R7インターハイ一般強化）	
16	出雲商業高校		
17	出雲農林高校	ウエイトリフティング	ウエイトリフティング
		カヌー	カヌー
18	大社高校	サッカー	体操
		体操	剣道
		剣道	
19	大田高校		
20	邇摩高校		
21	島根中央高校	カヌー	カヌー
22	矢上高校		
23	江津高校	水球	
		ハンドボール	ハンドボール
24	江津工業高校	ボート	
25	浜田高校	体操	体操
26	浜田商業高校		
27	浜田水産高校		
28	益田高校		
29	益田翔陽高校		
30	吉賀高校		
31	津和野高校		
32	隠岐高校		
33	隠岐島前高校	レスリング	レスリング
34	隠岐水産高校	ヨット	ヨット
		相撲	
35	皆美が丘高校		
36	開星高校	テニス	新体操
		柔道	
37	立正大浜南高校	サッカー	
		ライフル射撃	ライフル射撃
38	松徳学院高校	バドミントン	
39	松江西高校		ソフトテニス
40	出雲北陵高校	ソフトテニス	なぎなた
		卓球	
41	出雲西高校		柔道
42	石見智翠館高校	ラグビー	ラグビー
43	明誠高校		卓球
44	益田東高校		
		28競技、22校	26競技、22校

※男女陸上競技、男女ボクシングについては個人指定とする。R7インターハイ特別競技の女子レスリングと女子フェンシングについては個人指定とする。

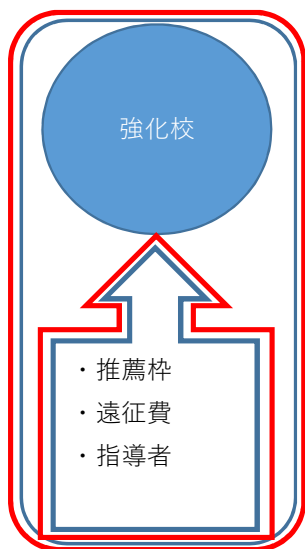
## 島根かみあり国スポに向けた、高校生の強化の方法

### 【表の見方】

高校生の強化については、高校（学校）への支援と、競技団体への支援の2本立てで行っていきます。

青文字・青枠は強化校への支援（高校生の強化）、赤文字・赤枠は競技団体への支援（国体強化）としています。

### ①. 「単独型」：強化校を1校（男女別）に限定して、集中的に強化を図ることが効果的な競技



#### 指定校への支援内容（高校生の強化として）

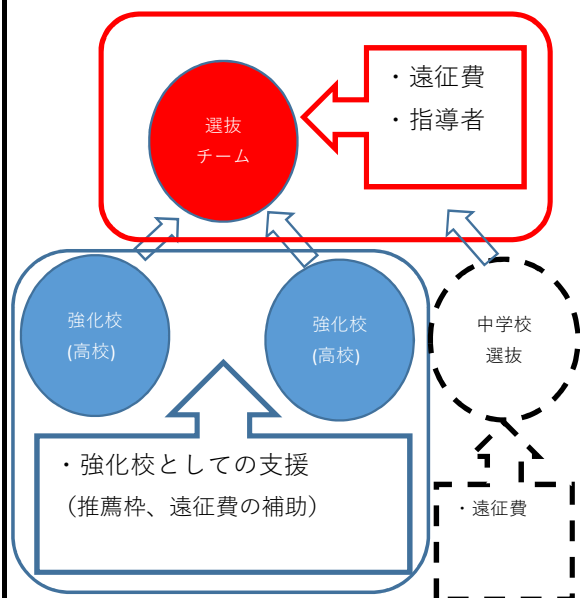
- ・ 推薦枠（スポーツ特別選抜の適用）
- ・ 県外遠征費等の補助
- ・ 指導者の適正・長期配置、人事異動ルールの弾力化

#### 競技団体への支援内容（少年の部の国体強化として）

- ・ 県外遠征費等の補助

### ②. 「複数型」：2校以上（男女別）の競技力が拮抗しており、複数校指定して強化を図ることが効果的な競技

※国体に向けては、指定校の優秀選手を中心に選抜チームを組み、競技団体として強化を図る



#### 指定校への支援内容（高校生の強化として）

- ・ 推薦枠（スポーツ特別選抜の適用）
- ・ 県外遠征費等の補助

#### 競技団体への支援内容（少年の部の国体強化として）

- ・ 選抜チームの、県外遠征費等の補助
- ・ 指導者の適正・長期配置、人事異動ルールの弾力化

③. 「個人指定型」：学校単位で指定するよりも、個人を指定して強化したほうが効果的な競技

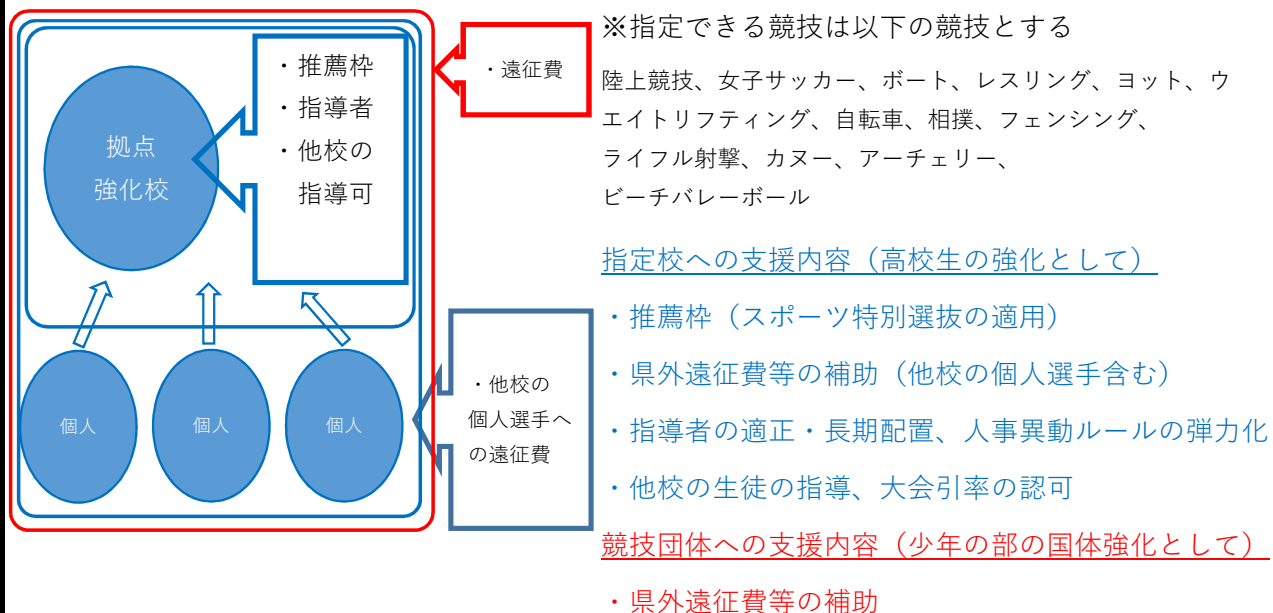
高体連専門部への支援内容（高校生の強化として）

- ・ 県外遠征費等の補助

競技団体への支援内容（少年の部の国体強化として）

- ・ 県外遠征費等の補助

④. 「拠点型」：強化の拠点となる学校（施設）が県内に限られており、その高校を中心に強化を図ることができる競技



⑤. 「社会体育型」：強化の主体が高校（部活動）ではなく、社会体育活動等の競技団体中心で強化活動が実施されている競技

※指定できる競技は以下の競技とする

スケート、アイスホッケー、スキー、水泳（競泳、飛込、AS）、ボクシング、馬術、クライミング、空手道、銃剣道、ゴルフ、ボウリング、トライアスロン

競技団体への支援内容（高校生の強化、および少年の部の国体強化として）

- ・ 県外遠征費等の補助



## 県東部での風力発電事業に係る環境影響評価について

### 1. 事業の概要【別紙1参照】

#### ①（仮称）大出日山風力発電事業

- (1) 事業の実施者 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社(東京都港区)
- (2) 対象事業実施区域 島根県安来市、雲南市(関係地域:安来市、雲南市、松江市)
- (3) 事業の種類、規模 風力発電所の設置(法対象)  
風力発電設置 最大46,200kw(4,200kw程度×最大13基)  
※最大出力が46,200kWを超えないよう制御
- (4) 事業実施予定時期 建設工事:令和8年8月、運転開始:令和11年9月
- (5) 現在の手続き状況 方法書手続き中

#### ②（仮称）日向山風力発電事業

- (1) 事業の実施者 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社(東京都港区)
- (2) 対象事業実施区域 島根県安来市(関係地域:安来市、松江市)
- (3) 事業の種類、規模 風力発電所の設置(法対象)  
風力発電設置 最大42,000kw(4,200kw程度×最大11基)  
※最大出力が42,000kWを超えないよう制御
- (4) 事業実施予定時期 建設工事:令和8年7月、運転開始:令和11年4月
- (5) 現在の手続き状況 方法書手続き中

### 2. 方法書に係る審査状況等【別紙2参照】

- (1) 島根県環境影響評価技術審査会(第1回:令和5年6月28日、事業者説明)
- (2) 島根県環境影響評価庁内連絡調整会議(令和5年6月29日)
- (3) 関係自治体からの意見提出  
(安来市長及び雲南市長より令和5年7月18日付け、松江市長より令和5年7月14日付け)
- (4) 島根県環境影響評価技術審査会(第2回:令和5年8月18日、答申案審議)
- (5) 島根県環境影響評価技術審査会長から知事へ答申(令和5年9月8日)

### 3. 知事意見【別紙3参照】

専門的な知見はもとより、安来市長意見、雲南市長意見、松江市長意見及び庁内関係課の意見等を幅広く審議のうえ取りまとめられた島根県環境影響評価技術審査会答申に沿って知事意見を作成し、令和5年9月12日に経済産業大臣あて送付した。

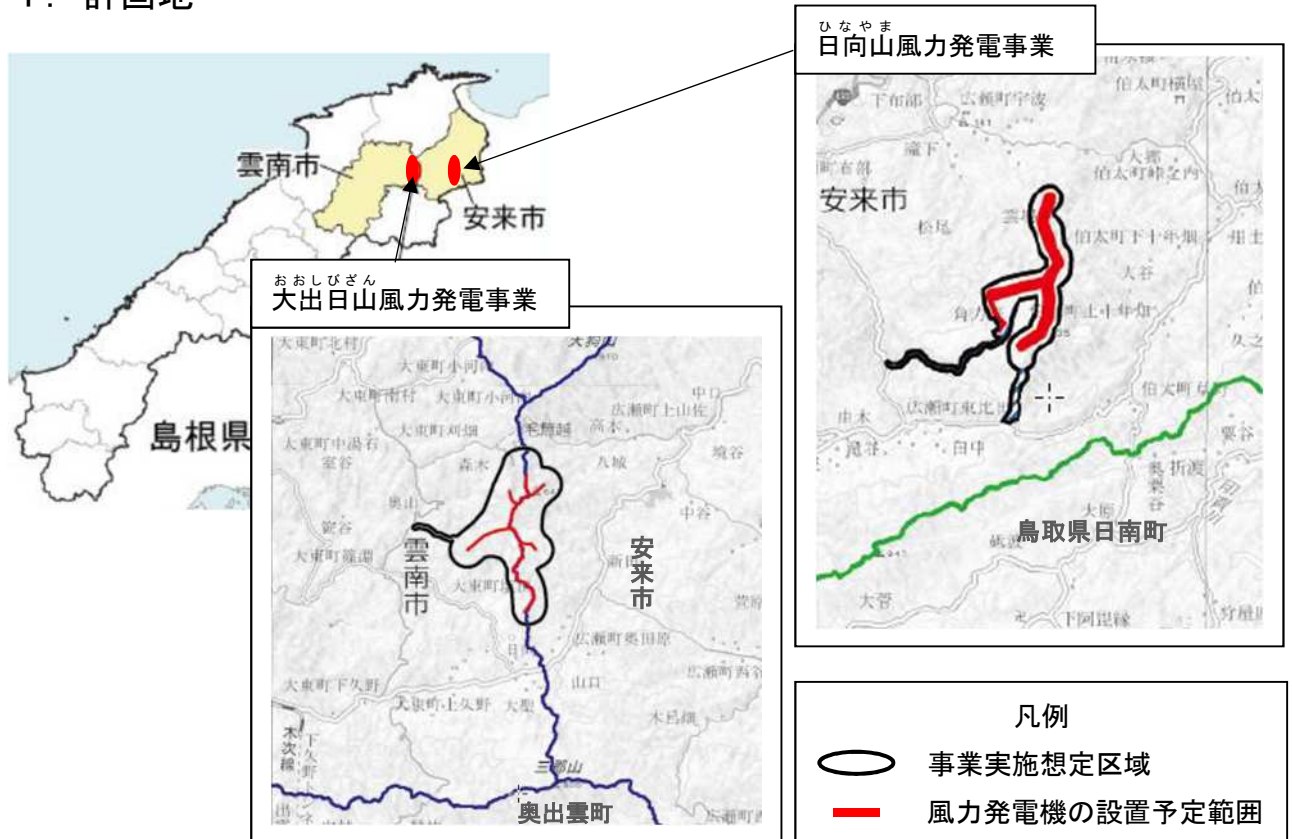
[知事意見のポイント]

- (1) 環境保全や災害などに関して、関係市から大きな懸念があるとの意見があることから、事業を実施する場合は、懸念に対する回避・低減の方策の提示及び地元住民等の理解促進に向けた十分な説明が必須と考える。
- (2) 適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減し、できない場合は事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 風力発電設備等の配置等の事業計画が定まっていない段階で調査手法等が選定されているため、事業計画を策定あるいは変更した際は必ず再検証を実施し、必要に応じて評価項目等を追加するなど、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 事業実施区域周辺において計画する2事業に加え、鳥取県西部においても他事業者により風力発電事業が計画されていることから、調査、予測及び評価にあたっては、計画中の風力発電事業による累積的な影響を考慮した上で、適切に実施すること。
- (5) 説明会の開催その他効果的な方法で地域住民等の懸念事項や意見を十分に把握した上で、積極的に情報提供し、事業による環境、健康及び生活への影響について丁寧かつ十分な説明を行うなど誠意を持って対応し、相互理解の促進を図ること。
- (6) 工事中及び供用後に発生する土砂や濁水により、周辺地域の水環境が変化し、重大な影響を及ぼす可能性があることから、下流域も含めた適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (7) 土地の形状変更により、森林の水源涵養機能低下とそれに伴う地下水等の利水に用いる水資源量の減少が懸念されるため、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (8) 浸食を受けやすい地質の花崗岩類が広く分布している真砂土質であり、慎重な事業計画の検討が求められるため、土砂災害を誘発することがないように、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また自然由来の重金属類等（ヒ素等）への対応についても留意すること。
- (9) 重要な動植物種への影響については、専門家等からの助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (10) 周辺景観と調和した事業となるよう、専門家や地域住民の意見も踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

# 県東部での風力発電事業に係る環境影響評価について

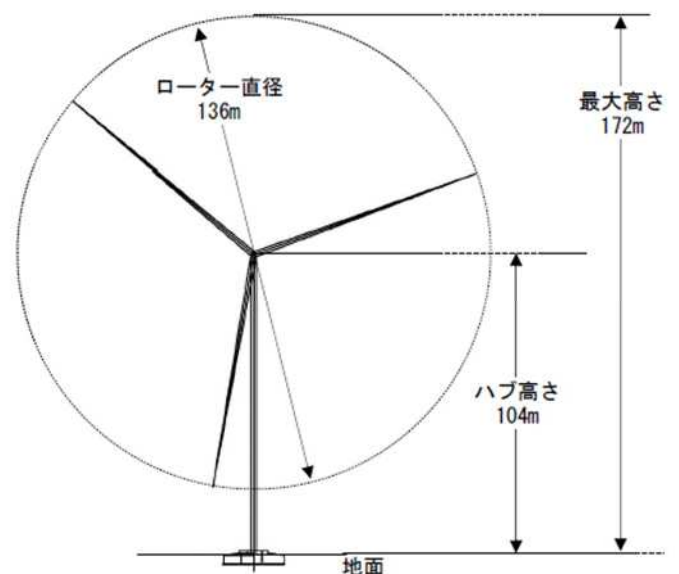
出典:(仮称)大出日山風力発電事業 環境影響評価方法書  
 (仮称)日向山風力発電事業 環境影響評価方法書

## 1. 計画地

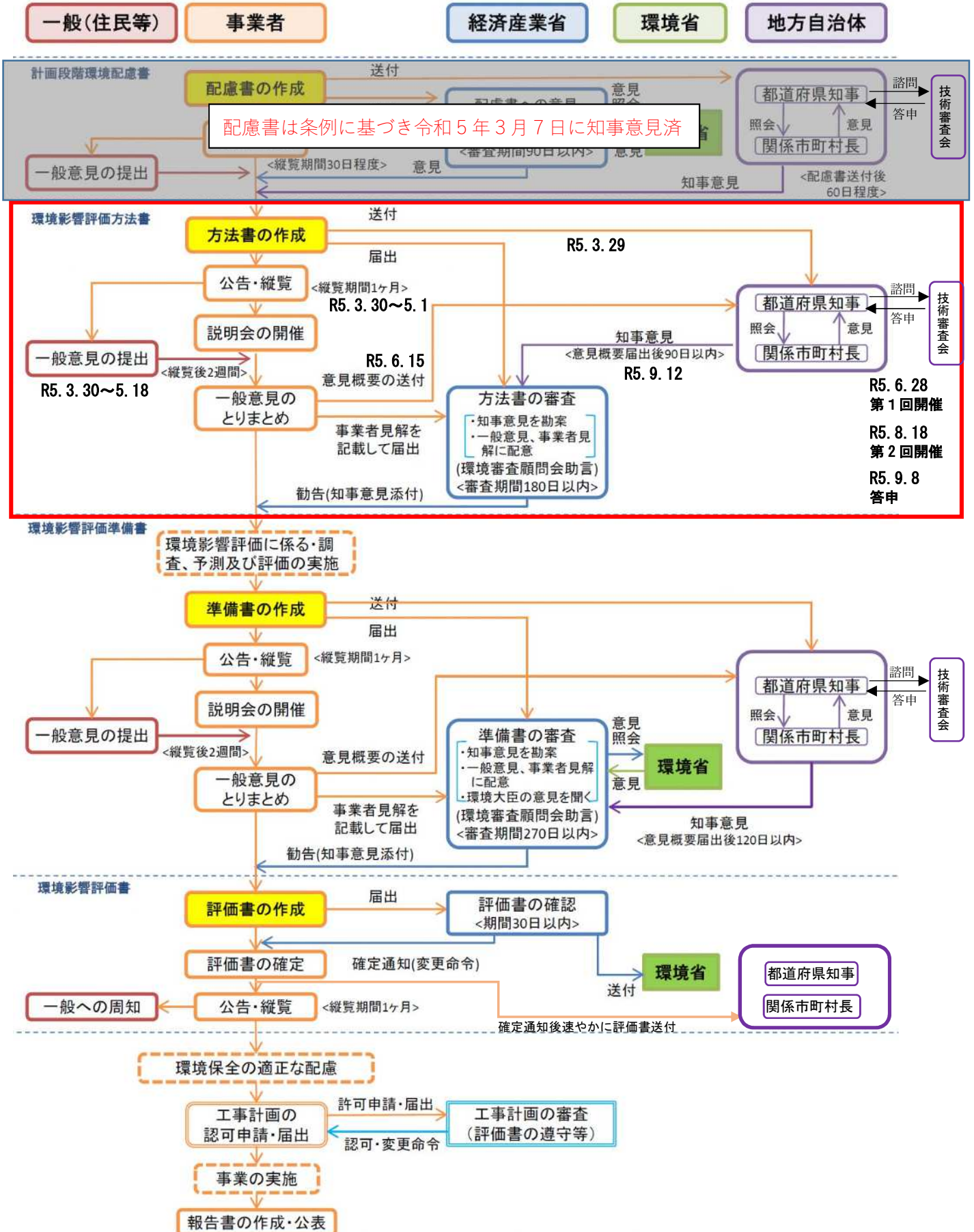


## 2. 風力発電機 (予定)

項目	諸元
定格出力	4,200kw 程度
ブレード枚数	3枚
ローター直径	136m
ハブ高さ	104m
最大高さ	172m



# 発電所に係る環境影響評価の手續フロー図



(仮称)大出日山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する島根県知事意見

本事業計画は、島根県安来市及び雲南市において出力で最大 46,200kW、基数にして最大 13 基の風力発電設備の導入を目指すものである。

今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対して、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり述べる。

なお、本事業計画に対して、関係市からは風力発電事業が温室効果ガスの削減に寄与し、地球温暖化対策の取り組みの一助となるとの考えが示される一方、住民の理解や環境影響の観点から以下のような慎重な考えも示されている。

安来市長からは、森林の水源涵養機能の低下や、真砂土地質・地形の崩落を助長する恐れを懸念するとともに、市民生活を守り、限りある水資源の保全を図ることを優先し、将来に禍根を残さないため、本事業については反対し、中止を求める旨の意見が提出されている。

雲南市長からは、山間部の急峻な地形に建設される大型の風力発電施設であり、地元住民をはじめとする市民の理解と合意を得ることを大前提としているが、今後行われる調査の結果、環境への影響を回避又は十分な低減ができないと判断した場合は、本事業の中止を求めることを前提とする旨の意見が提出されている。

松江市長からは、松江城天守から山の稜線及び嫁ヶ島を眺望する際に、風力発電施設が介在することによる景観への影響が懸念されることから、本事業の実施にあたっては、地域住民の合意が得られることが極めて重要であるため、地域住民から聴取した意見や要望に対して誠実な対応を行うことを求める旨の意見が提出されている。

環境保全や災害などに関して、関係市から大きな懸念があるとの意見があることから、事業を実施する場合は、懸念に対する回避・低減の方策の提示及び地元住民等の理解促進に向けた十分な説明が必須と考える。

## 1 総括的事項

(1) 事業計画の検討にあたっては、必要に応じて専門家等の助言を得ながら、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行い、得られた結果に基づく適切な予測及び評価並びに環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。

また、環境影響を回避又は十分な低減ができない場合には、事業実施区域の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

なお、環境保全措置については、環境への影響の回避・低減を優先し、代償措置を前提とすることがないようにすること。

(2) 本事業の事業実施区域には赤川のゲンジボタルの生息域があり、その周辺にはオオサンショウウオの繁殖地があるなど、自然環境上重要な地域等が存在しており、工事の実施により、生息等に関わる環境に重大な影響が生じるおそれがある。また、事業実施区域内には森林法に基づく保安林があり、事業の実施により、水源涵養機能・土砂流出防備機能等の低下が生じるおそれもある。

一方で、本方法書においては、風力発電設備及び取付道路、作業ヤード等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）が定まっていない。

このことから、事業計画の策定にあたっては、事業実施区域及びその周辺地域の環境情報を十分に把握し、先行事例の知見を反映させ、専門家及び地域住民等の意見を踏まえ、慎重に検討を行うこと。

(3) 本方法書に記載されている各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法は、風力発電設備等の配置等の事業計画が定まっていない段階で選定されているため、事業計画を策定あるいは変更した際は必ず再検証を実施し、必要に応じて評価項目等を追加するなど、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、風力発電設備等の配置等の具体的な内容を記載し、事業計画の検討経過及びそれに応じた環境影響評価の内容を詳細に記載すること。

なお、島根県内の既設の風力発電所の設置工事時には、取付道路の崩落により、土砂が河川へ流出した経緯がある。本事業計画地は非常に脆弱な地盤であり、道路工事等により表層土壌が削られることによって、濁水が生じるおそれもある。このため、特に取付道路等の位置及び施工方法については、慎重な事業計画の策定を行うこと。

(4) 事業者は、事業実施区域周辺において日向山風力発電事業を計画し、並行して環境影響評価方法書手続きを行っている。加えて、鳥取県西部においても、他事業者により風力発電事業が計画されている。調査、予測及び評価にあたっては、その時点で入手し得る最新の情報を活用するとともに、必要に応じて追加的に調査を実施し、計画中の風力発電事業による累積的な影響を考慮した上で、適切に実施すること。

(5) 環境影響評価図書の公表にあたっては、環境の保全の見地からの意見を広く求められるよう、法や条例に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能にし、これを対象事業により環境影響を受ける範囲であると想定される地域だけでなく、その周辺地域の住民にも広く周知し、積極的な情報提供に努めること。

また、情報提供に併せて地域住民等の意見を継続して聴取するよう努めること。

(6) 本事業計画に対しては、地域住民等から騒音、低周波音、風車の影、水環境、動植物・生態系、景観、土砂災害などへの懸念、あるいは文化的・歴史的価値が失われる危機感などについて、多くの声が上げられている。

については、説明会の開催その他効果的な方法で地域住民等の懸念事項や意見を十分に把握した上で、積極的に情報提供し、事業による環境、健康及び生活への影響について丁寧かつ十分な説明を行うなど誠意を持って対応し、相互理解の促進を図ること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気環境

本事業計画では方法書段階において風力発電設備等の配置等が定まっておらず、改変面積及び残土発生量が未確定であり、搬入路変更の可能性もある。

このため、窒素酸化物及び粉じん等を、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う影響に係る環境影響評価の項目として選定すること。

### (2) 騒音及び低周波音

工事による騒音及び振動並びに施設稼働による騒音及び低周波音の調査、予測及び評価にあたっては、事業実施区域周辺の住居等への影響について、最新の科学的知見及び同型機の先行事例の知見を反映すること。

なお、調査においては地域特性を考慮するとともに、住民等の懸念にも配慮した内容となるよう努めること。

また、本事業の工事及び供用による地域住民等の生活環境への影響が判明した場合の環境保全措置の内容を準備書に記載すること。

### (3) 風車の影

風車の影による事業実施区域周辺の住居や住民等への環境影響が生じるおそれがあることから、適切な方法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、風車の影による影響の評価にあたっては、影がかかる時間の長短にかかわらず影響を及ぼすおそれがあることを考慮すること。

#### (4) 水環境

ア 事業実施区域とその周辺及び下流域では、表流水、伏流水及び地下水が、飲用水、生活用水、工業用水及び農業用水として利用されている。工事中及び供用後に発生する土砂や濁水により周辺地域の水環境が変化し、水利用に重大な影響を及ぼす可能性があることから、下流域も含めた適切な調査、予測及び評価を行うこと。

なお、方法書において示された河川等への濁水到達予測手法の本事業への適用にあたっては、集水域を広めに想定する、近年増加している集中豪雨等の傾向を考慮するなど安全側で予測し、建設予定地の降水特徴も踏まえた明確な根拠とともに適切である理由を準備書に記載すること。

また、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、河川との十分な距離の確保、安全側での沈砂池の設計などに留意すること。

イ 本事業における土地の形状変更により、森林の水源涵養機能低下とそれに伴う地下水等の利水に用いる水資源量の減少が懸念されるため、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

#### (5) 地形及び地質

事業実施区域及びその周辺は雨水により浸食を受けやすい地質の花崗岩類が広く分布している真砂土質であることに加え、砂防指定地及び土砂災害警戒区域等があり、慎重な事業計画の検討が求められる。

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、最新の資料を基に当該地域の地形及び地質を把握するとともに、近年増加している集中豪雨等の傾向を考慮し、事業実施による森林伐採や土地の改変が地すべり等周辺の土砂災害を誘発することがないように、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

事業実施区域は土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属類等（ヒ素等）が比較的検出されやすい地域となっていることから、あらかじめ土壌の溶出試験等の調査を十分行い、重金属類等が検出された場合の対応を準備書に記載すること。

#### (6) 動物

ア 事業実施区域及びその周辺は、一級河川斐伊川水系に該当し、雲南市が条例で保護している赤川のゲンジボタルや、特別天然記念物オオサンショウウオなど、重要な動物種が多数生息している。また、事業実施区域及びその周辺の河川には、第5種共同漁業権（漁業権対象種：アユ、コイ、フナ、ウナギ、ウグイ、ヤマメ、ゴギ、モクズガニ）が設定されている。



調査の実施にあたっては、地元の専門家等の意見を聴取し、季節による変動も把握できる適切な時期、事業実施区域周辺を含む地形等も考慮した適切な位置、生物の生態や予想される個体密度を考慮した適切な手法により、網羅的に行うこと。

また、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、重要な動物種及び第5種共同漁業権対象種等への影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。

イ 事業実施区域及びその周辺は、雲南市が条例で保護している特別天然記念物コウノトリの飛来地及び繁殖地になっている。また周辺の森林の状況からはクマタカ等の大型猛禽の繁殖も考えられる。

コウノトリなどの鳥類及びコウモリ類への影響については、渡りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査を行い、バードストライクやバットストライク及び生息環境の変化を適切に予測評価すること。

なお、調査にあたっては、専門家等からの助言を得ながら、音声モニタリングを鳥類でも実施するなど有効な調査手法を最大限取り入れ、十分な期間を設けて実施すること。

また、事業実施区域周辺で計画中の風力発電事業による累積的な影響の調査、予測及び評価にあたっては、より効果的なものとするため調査地点の追加や写真撮影による個体識別などの手法を検討すること。

ウ 事業実施区域内及びその周辺には、天然記念物ヤマネ等の希少種や「しまねレッドデータブック」掲載の内、特に絶滅の危険性の高い種が生息している可能性がある。

このため、工事の実施及び施設の稼働により、動物の生息域に与える影響について、専門家等からの助言を得ながら、動物の生息数及び行動範囲に係わる調査を実施したうえで適切な予測及び評価を行うこと。

## (7) 植物

事業実施区域内及びその周辺は、「しまねレッドデータブック」掲載種が生育している可能性があり、事業実施区域の周辺には植生自然度10及び9などに相当する自然植生がある。また、森林法に基づく保安林も存在する。

風力発電設備の設置時には、取付道路、作業ヤードなど広範囲の森林伐採や土地の改変が想定されるため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、自治体や専門家等からの助言を得ながら、植物の生育環境への直接的影響及び間接的影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。

## (8) 生態系

ア 工事の実施及び施設稼働に伴う騒音、振動及び低周波音がクマ、シカ、サル及びイノシシ等に与える影響により生息域が変化し、里地・里山への獣害が増す可能性があることから、その影響について適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。

イ 土地の改変による直接的な影響だけでなく、濁水による河床堆積物の変化やホタルの幼虫の餌となるカワニナ及びその餌となる河床の付着藻類などへの間接的影響についても調査し、事業実施区域及びその周辺の生態系に与える影響について、予測及び評価を行うこと。

## (9) 景観

ア 事業実施区域とその周辺には、大出日山や足立美術館をはじめ、三郡山、清水月山県立自然公園、山王寺棚田展望台、松江城など、地域住民に親しまれている眺望点及び景観資源が多数存在している。一方で、風力発電設備は巨大な設備であり、また、標高が高い位置に建設されるため、影響を及ぼす範囲も広範囲となり、本事業の実施により主要な眺望点等へ重大な影響を及ぼすことが懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、地域住民や専門家の意見も踏まえた上で、ふるさと島根の景観づくり条例に鑑み、周辺景観と調和した事業となるよう、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

なお、評価結果に基づく環境保全措置の検討にあたっては、計画中の風力発電事業による累積的な影響も含め、施設の色彩等に対する関係市の意見も考慮すること。

イ 本方法書では、可視領域と垂直視野角に基づいて眺望点の抽出を行っているが、景観への影響は単に見える大きさだけで評価されるものではない。眺望点の選定にあたっては、方法書記載の範囲に限らず、既存資料の確認に加え、地域住民、観光客、施設の利用者、周辺自治体等の意見を広く聴くこと。

また、高速道路を含む汎用道路や地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所等についても広範囲に抽出すること。抽出にあたっては、ふるさと島根の景観づくり条例に基づく風力・太陽光発電に係る届出事務取扱を参考に再度検討を行うこと。

なお、垂直視野角に基づく評価にあっても、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省）では、垂直見込角（垂直視野角）0.5度以上の場合に眺望への支障の可能性ありと判断する考え方が示されていることを踏まえ、垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲での調査地点選定という手法の妥当性を明確に示すこと。

ウ 風力発電設備等の配置等の検討結果については、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省)に準じて説明資料を作成し、必要に応じてフォトモンタージュや動画を活用するなど、地域住民等に分かり易い説明となるよう配慮すること。

また、その内容には取付道路や法面の工事等による森林伐採等の影響及び夜間における航空障害灯の見え方等も含めたものとする。

#### (10) 人と自然との触れ合いの活動の場

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、専門家等の助言に加え、地域住民のほかハイキング等での利用者及び周辺自治体等の意見を聴き、周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

なお、大出日山の登山道は利用客も多く、工事用資材等の搬出入の影響が考えられるため、調査地点への追加選定を検討すること。

#### (11) 廃棄物等

本事業の実施に伴う工事により発生する土砂及び伐採樹木等、また、建設工事から事業終了後の設備の撤去に伴い発生する廃棄物の量及び処分方法に関する廃棄物等の処理計画について、可能な限り早期段階において、工事内容に基づく算出もしくは類似事例等から予測し、準備書及びそれ以降の評価書に記載すること。

また、廃棄物等の処理計画については、発生する残土の重金属類等(ヒ素等)に係る事前調査を含め、事業実施区域及びその周辺への影響を回避・低減するよう慎重に検討すること。

(仮称)日向山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する島根県知事意見

本事業計画は、島根県安来市において出力で最大 42,000kW、基数にして最大 11 基の風力発電設備の導入を目指すものである。

今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対して、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり述べる。

なお、本事業計画に対して、関係市からは風力発電事業が温室効果ガスの削減に寄与し、地球温暖化対策の取り組みの一助となるとの考えが示される一方、住民の理解や環境影響の観点から以下のような慎重な考えも示されている。

安来市長からは、森林の水源涵養機能の低下や、真砂土地質・地形の崩落を助長する恐れを懸念するとともに、市民生活を守り、限りある水資源の保全を図ることを優先し、将来に禍根を残さないため、本事業については反対し、中止を求める旨の意見が提出されている。

松江市長からは、松江城天守から山の稜線を眺望する際に、風力発電施設が介在することによる景観への影響が懸念されることから、本事業の実施にあたっては、地域住民の合意が得られることが極めて重要であるため、地域住民から聴取した意見や要望に対して誠実な対応を行うことを求める旨の意見が提出されている。

環境保全や災害などに関して、関係市から大きな懸念があるとの意見があることから、事業を実施する場合は、懸念に対する回避・低減の方策の提示及び地元住民等の理解促進に向けた十分な説明が必須と考える。

## 1 総括的事項

(1) 事業計画の検討にあたっては、必要に応じて専門家等の助言を得ながら、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行い、得られた結果に基づく適切な予測及び評価並びに環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。

また、環境影響を回避又は十分な低減ができない場合には、事業実施区域の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

なお、環境保全措置については、環境への影響の回避・低減を優先し、代償措置を前提とすることがないようにすること。

(2) 本事業の事業実施区域及びその周辺には、植生自然度10及び9などに相当する自然植生があるなど、自然環境上重要な地域等が存在しており、工事の実施により、生息等に関わる環境に重大な影響が生じるおそれがある。また、事業実施区域内には森林法に基づく保安林があり、事業の実施により、水源涵養機能・土砂流出防備機能等の低下が生じるおそれもある。

一方で、本方法書においては、風力発電設備及び取付道路、作業ヤード等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）が定まっていない。

このことから、事業計画の策定にあたっては、事業実施区域及びその周辺地域の環境情報を十分に把握し、先行事例の知見を反映させ、専門家及び地域住民等の意見を踏まえ、慎重に検討を行うこと。

(3) 本方法書に記載されている各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法は、風力発電設備等の配置等の事業計画が定まっていない段階で選定されているため、事業計画を策定あるいは変更した際は必ず再検証を実施し、必要に応じて評価項目等を追加するなど、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、風力発電設備等の配置等の具体的な内容を記載し、事業計画の検討経過及びそれに応じた環境影響評価の内容を詳細に記載すること。

なお、島根県内の既設の風力発電所の設置工事時には、取付道路の崩落により、土砂が河川へ流出した経緯がある。本事業計画地は非常に脆弱な地盤であり、道路工事等により表層土壌が削られることによって、濁水が生じるおそれもある。特に、本方法書において拡幅等の道路造成の可能性のある範囲として示された沢沿いの細長い進入路については、土砂崩落によりすでに沢が埋まっている箇所や多量の林地残材が存在する箇所もあり、現況においても降雨による鉄砲水等の危険性があることから、道路造成に起因する土砂崩れ等が起きた場合は、より甚大な被害をもたらす災害が発生するおそれがある。このため、特に取付道路等の位置及び施工方法については、代替道路の検討を含む慎重な事業計画の策定を行うこと。

(4) 事業者は、事業実施区域周辺において大出日山風力発電事業を計画し、並行して環境影響評価方法書手続きを行っている。加えて、鳥取県西部においても、他事業者により風力発電事業が計画されている。調査、予測及び評価にあたっては、その時点で入手し得る最新の情報を活用するとともに、必要に応じて追加的に調査を実施し、計画中の風力発電事業による累積的な影響を考慮した上で、適切に実施すること。

(5) 環境影響評価図書の公表にあたっては、環境の保全の見地からの意見を広く求められるよう、法や条例に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能にし、これを対象事業により環境影響を受ける範囲であると想定される地域だけでなく、その周辺地域の住民にも広く周知し、積極的な情報提供に努めること。

また、情報提供に併せて地域住民等の意見を継続して聴取するよう努めること。

(6) 本事業計画に対しては、地域住民等から騒音、低周波音、風車の影、水環境、動植物・生態系、景観、土砂災害などへの懸念、あるいは文化的・歴史的価値が失われる危機感などについて、多くの声が上げられている。

については、説明会の開催その他効果的な方法で地域住民等の懸念事項や意見を十分に把握した上で、積極的に情報提供し、事業による環境、健康及び生活への影響について丁寧かつ十分な説明を行うなど誠意を持って対応し、相互理解の促進を図ること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気環境

本事業計画では方法書段階において風力発電設備等の配置等が定まっておらず、改変面積及び残土発生量が未確定であり、搬入路変更の可能性もある。

このため、窒素酸化物及び粉じん等を、工所用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う影響に係る環境影響評価の項目として選定すること。

### (2) 騒音及び低周波音

工事による騒音及び振動並びに施設稼働による騒音及び低周波音の調査、予測及び評価にあたっては、事業実施区域周辺の住居等への影響について、最新の科学的知見及び同型機の先行事例の知見を反映すること。

なお、調査においては地域特性を考慮するとともに、住民等の懸念にも配慮した内容となるよう努めること。

また、本事業の工事及び供用による地域住民等の生活環境への影響が判明した場合の環境保全措置の内容を準備書に記載すること。

### (3) 風車の影

風車の影による事業実施区域周辺の住居や住民等への環境影響が生じるおそれがあることから、適切な方法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、風車の影による影響の評価にあたっては、影がかかる時間の長短にかかわらず影響を及ぼすおそれがあることを考慮すること。

#### (4) 水環境

ア 事業実施区域とその周辺及び下流域では、表流水、伏流水及び地下水が、飲用水、生活用水、工業用水及び農業用水として利用されている。工事中及び供用後に発生する土砂や濁水により周辺地域の水環境が変化し、水利用に重大な影響を及ぼす可能性があることから、下流域も含めた適切な調査、予測及び評価を行うこと。

なお、方法書において示された河川等への濁水到達予測手法の本事業への適用にあたっては、集水域を広めに想定する、近年増加している集中豪雨等の傾向を考慮するなど安全側で予測し、建設予定地の降水特徴も踏まえた明確な根拠とともに適切である理由を準備書に記載すること。

また、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、河川との十分な距離の確保、安全側での沈砂池の設計などに留意すること。

イ 本事業における土地の形状変更により、森林の水源涵養機能低下とそれに伴う地下水等の利水に用いる水資源量の減少が懸念されるため、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

#### (5) 地形及び地質

事業実施区域及びその周辺は雨水により浸食を受けやすい地質の花崗岩類が広く分布している真砂土質であることに加え、砂防指定地及び土砂災害警戒区域等があり、慎重な事業計画の検討が求められる。

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、最新の資料を基に当該地域の地形及び地質を把握するとともに、近年増加している集中豪雨等の傾向を考慮し、事業実施による森林伐採や土地の改変が地すべり等周辺の土砂災害を誘発することがないよう、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

事業実施区域は土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属類等（ヒ素等）が比較的検出されやすい地域となっていることから、あらかじめ土壌の溶出試験等の調査を十分行い、重金属類等が検出された場合の対応を準備書に記載すること。

#### (6) 動物

ア 事業実施区域及びその周辺は、重要な動物種が多数生息しており、特別天然記念物オオサンショウウオも生息する可能性がある。

調査の実施にあたっては、地元の専門家等の意見を聴取し、季節による変動も把握できる適切な時期、事業実施区域周辺を含む地形等も考慮した適切な位置、生物の生態や予想される個体密度を考慮した適切な手法により、網羅的に行うこと。

また、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、重要な動物種への影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。

イ 事業実施区域は、近隣に生息するコウノトリやハクチョウ及びガン類等の大型鳥類の飛来が考えられる。また周辺の森林の状況からはクマタカ等の大型猛禽の繁殖も考えられる。

ハクチョウやコウノトリなどの鳥類及びコウモリ類への影響については、渡りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査を行い、バードストライクやバットストライク及び生息環境の変化を適切に予測評価すること。

なお、調査にあたっては、専門家等からの助言を得ながら、音声モニタリングを鳥類でも実施するなど有効な調査手法を最大限取り入れ、十分な期間を設けて実施すること。

また、事業実施区域周辺で計画中の風力発電事業による累積的な影響の調査、予測及び評価にあたっては、より効果的なものとするため調査地点の追加や写真撮影による個体識別などの手法を検討すること。

ウ 事業実施区域内及びその周辺には、天然記念物ヤマネ等の希少種や「しまねレッドデータブック」掲載の内、特に絶滅の危険性の高い種が生息している可能性がある。

このため、工事の実施及び施設の稼働により、動物の生息域に与える影響について、専門家等からの助言を得ながら、動物の生息数及び行動範囲に係わる調査を実施したうえで適切な予測及び評価を行うこと。

## (7) 植物

事業実施区域内及びその周辺は、「しまねレッドデータブック」掲載種が生育している可能性があり、植生自然度 10 及び 9 などに相当する自然植生がある。また、森林法に基づく保安林も存在する。

風力発電設備の設置時には、取付道路、作業ヤードなど広範囲の森林伐採や土地の改変が想定されるため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、自治体や専門家等からの助言を得ながら、植物の生育環境への直接的影響及び間接的影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。

## (8) 生態系

ア 工事の実施及び施設稼働に伴う騒音、振動及び低周波音がクマ、シカ、サル及びイノシシ等に与える影響により生息域が変化し、里地・里山への獣害が増す可能性があることから、その影響について適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。



イ 土地の改変による直接的な影響だけでなく、濁水による河床堆積物の変化や河床の付着藻類などへの間接的影響についても調査し、事業実施区域及びその周辺の生態系に与える影響について、予測及び評価を行うこと。

#### (9) 景観

ア 事業実施区域とその周辺には、足立美術館や清水月山県立自然公園をはじめ、船通山、猿隠山、清水寺、松江城など、地域住民に親しまれている眺望点及び景観資源が多数存在している。一方で、風力発電設備は巨大な設備であり、また、標高が高い位置に建設されるため、影響を及ぼす範囲も広範囲となり、本事業の実施により主要な眺望点等へ重大な影響を及ぼすことが懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、地域住民、地域の保全団体及び専門家の意見も踏まえた上で、ふるさと島根の景観づくり条例に鑑み、周辺景観と調和した事業となるよう、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

なお、評価結果に基づく環境保全措置の検討にあたっては、計画中の風力発電事業による累積的な影響も含め、施設の色彩等に対する関係市の意見も考慮すること。

イ 本方法書では、可視領域と垂直視野角に基づいて眺望点の抽出を行っているが、景観への影響は単に見える大きさだけで評価されるものではない。眺望点の選定にあたっては、方法書記載の範囲に限らず、既存資料の確認に加え、地域住民、観光客、施設の利用者、周辺自治体等の意見を広く聴くこと。

また、高速道路を含む汎用道路や地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所等についても広範囲に抽出すること。抽出にあたっては、ふるさと島根の景観づくり条例に基づく風力・太陽光発電に係る届出事務取扱を参考に再度検討を行うこと。

なお、垂直視野角に基づく評価にあっても、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省）では、垂直見込角（垂直視野角）0.5度以上の場合に眺望への支障の可能性ありと判断する考え方が示されていることを踏まえ、垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲での調査地点選定という手法の妥当性を明確に示すこと。

ウ 風力発電設備等の配置等の検討結果については、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省）に準じて説明資料を作成し、必要に応じてフォトモンタージュや動画を活用するなど、地域住民等に分かり易い説明となるよう配慮すること。

また、その内容には取付道路や法面の工事等による森林伐採等の影響及び夜間における航空障害灯の見え方等も含めたものとする。

(10) 人と自然との触れ合いの活動の場

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、専門家等の助言に加え、地域住民、地域の保全団体、ハイキング等での利用者及び周辺自治体等の意見を聴き、周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

(11) 廃棄物等

本事業の実施に伴う工事により発生する土砂及び伐採樹木等、また、建設工事から事業終了後の設備の撤去に伴い発生する廃棄物の量及び処分方法に関する廃棄物等の処理計画について、可能な限り早期段階において、工事内容に基づく算出もしくは類似事例等から予測し、準備書及びそれ以降の評価書に記載すること。

また、廃棄物等の処理計画については、発生する残土の重金属類等（ヒ素等）に係る事前調査を含め、事業実施区域及びその周辺への影響を回避・低減するよう慎重に検討すること。